

江別市におけるいじめ未然防止の取組

1 江別市いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが重要である。

(2) いじめの防止等のために市が実施すべき施策

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などを充実させ、豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、規範意識や思いやりの心などを育成する教育を推進する。
- ・各学校からのいじめの調査結果を集約し、必要に応じて専任指導員による適切な指導支援を行う。
- ・児童生徒及び保護者等に対し、いじめの理解を促す啓発活動を行う。
- ・社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会との連携を円滑に行えるよう、必要な支援その他の体制を整備する。
- ・市内中学校生徒による「えべつ中学生サミット&いじめ根絶子ども会議」を開催し、各学校で行っているいじめを生まないための取組について協議し、いじめ防止活動の充実を図る。
- ・インターネットパトロールの実施などにより、ネットいじめの未然防止を図り、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行う。また、児童生徒及び保護者に対して情報モラル教育等を推進するなど、啓発活動を行う。

(3) いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- ・全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。
- ・未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・児童生徒に対して、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。
- ・教職員においても、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・未然防止のための具体策として、いじめゼロを目指した児童会・生徒会活動や、ネットいじめ防止のための情報モラル教室などを実施する。

※小中学校における主な取組は、次頁以降に記載。

2 小中学校における主な取組

○全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などの充実
- ・人とつながる喜びを味わえる体験活動（学校行事への取り組み方の工夫、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進）
- ・「いじめは卑怯な行いであり、どんな理由があっても絶対に行ってはいけないこと」等を、集会や学級活動、道徳の時間、教科指導、部活動指導等のすべての教育活動を通じて徹底して指導する。

○未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ・縦割り班活動、交流給食等を通じた異学年集団でのコミュニケーション能力向上
- ・児童生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・情操や創造性を高め、心豊かな生徒を育成する文化活動の推進、読書活動の充実
- ・体育活動、部活動を通し、礼儀と規則の遵守、人間関係の醸成の推進
- ・児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

○児童生徒に対して、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

- ・学校便りや学級通信で「いじめ撲滅」についてのコラムや記事での呼びかけ
- ・授業の充実（人とつながる喜びを味わう体験活動の充実、言語活動の充実）
- ・生徒指導の機能を生かした授業づくり（自己決定の場を与える授業づくり、自己存在感を与える授業づくり、共感的人間関係を育む授業づくり）
- ・安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
- ・日常生活での人権意識の指導
- ・一人一人を大切にされた学級経営

○教職員においても、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ・実践的な校内研修（いじめに関する情報共有、児童生徒理解、事例研究、情報モラル等）
- ・日頃から、生徒一人一人の人権を守る言動、生徒一人一人のよき、努力、持ち味を認める発言に心がける。
- ・休み時間や放課後等、日常の生徒の様子への把握に努める。
- ・学年部を中心に、いつでも、誰でも、生徒の相談に応じることができるよう、努める。

○特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・交流活動や行事、勤労や奉仕・福祉などの活動等を通して保護者や地域、関係機関等との連携を深め、地域社会全体で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・新入生説明会やPTA総会などを通していじめ防止基本方針の内容を周知し、理解と協力を得る。
- ・家庭との連携（学級懇談、家庭訪問、個人懇談や通信を活用した理解・啓発活動の推進）

○未然防止のための具体策として、いじめゼロを目指した児童会・生徒会活動や、ネットいじめ防止のための情報モラル教室などを実施する。

- ・仲間づくりやいじめ撲滅を目指した児童会活動・生徒会活動の推進（いじめ根絶集会の実施、いじめ撲滅宣言、スローガン・標語づくり、目安箱の設置、思いやりを基点とした自己点検・自己評価、いじめ防止キャンペーン・いじめ撲滅運動の実施、人権強調月間、ありがとう週間、異学年が交流する活動、あいさつ運動、「えべつ中学生サミット」の成果の普及など）
- ・出前授業の実施（人権擁護委員による人権教室、情報モラル教室など）

○その他

- ・学校いじめ防止基本方針の取組状況を学校評価に位置付け、学校運営委員の指導・助言を求める。
- ・いじめアンケート、QU検査等、各種検査結果の活用
- ・教育相談体制づくり（教育相談の年間計画への位置づけ、関係機関との連携）
- ・児童生徒の小さな変化も見逃さず見守るために校務の効率化を図り、生徒と関わる時間を多くするように努める。